

大阪公立大学研究費の取扱いに関する基本方針

令和4年4月1日制定

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）を踏まえ、本学における適切な研究費の運営・管理を行うにあたり、以下のとおり基本方針を定める。

- 1 本学が研究費の運営・管理を適切に行うことができるよう、その責任体制を明確にするため、研究公正最高管理責任者、不正防止統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置き、学内外に周知・公表する。
- 2 本学において研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、不正防止対策の理解や意識を高めるため、コンプライアンス教育や啓発活動を実施する。
- 3 不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を継続的に実施する。
- 4 不正を未然に防止し、研究費の運営・管理を適切に行うための事務手続きを明確に定める。
- 5 研究費の使用のルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
- 6 不正が発生する可能性を最小にすることを旨とし、実効性のあるモニタリング体制を整備する。

※研究費とは、大阪公立大学研究費の取扱いに関する規程第2条第1項第5号に規定する研究費をいう。